

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費算定に係る体制（介護報酬加算等）に関する情報は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成や介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります。

○ サービス別の届出窓口等

サービス種別		届出先	算定期期
訪問介護 (訪問型介護予防サービス・訪問型生活援助サービス)		介護事業者課 06-4309-3318	届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から16日以降になされた場合には翌々月から
訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)			
訪問看護 ※1 緊急時(介護予防)訪問看護加算除く (介護予防訪問看護)			
訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)			
通所介護 (通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス)			
地域密着型通所介護 (通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス)			
居宅介護支援			
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)	病院・診療所	法人・高齢者施設課 06-4309-3315	届出が毎月15日以前になされた場合には、翌月から16日以降になされた場合には翌々月から
	介護老人保健施設 (みなし事業所)		
特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)		介護事業者課 06-4309-3318	届出を受理した日が属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日である場合は当該月)
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	単独型		
	(地域密着型含む)特別養護老人ホーム・特定施設併設型		
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 (みなし事業所)		
	その他	介護事業者課 06-4309-3318	

※1: 緊急時(介護予防)訪問看護加算については受理日より算定期間となります。

* 届出に際しては、電話で予約の上、持参してください。(郵送での受付はできません)

* 令和2年度より介護事業者課担当となった地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防支援)については介護事業者課ウェブサイト内の「事業所の方へ(旧施設課)」よりご覧ください。

(注)介護職員処遇改善加算を新たに算定する場合は、上記にかかわらず、前々月末日までに届出を完了する必要がある。(例 8月1日から算定する場合 6月末日までに届出)